

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示案について（概要）

厚生労働省医政局地域医療計画課

1. 改正の趣旨

- 医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 30 条の 13 第 1 項の規定に基づき、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）の管理者は、当該病床機能報告対象病院等の病床の機能（病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。）や入院する患者に提供する医療の内容等をその所在地の都道府県知事に報告（以下「病床機能報告」という。）しなければならないこととされており、同条第 4 項の規定に基づき、都道府県知事は報告された事項を公表しなければならないこととされている。
- 病床機能報告に係る具体的な報告内容については、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 26 年厚生労働省告示第 362 号）において、また、公表内容については、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 27 年厚生労働省告示第 194 号）において、それぞれ定められている。
- また、法第 30 条の 18 の 2 の規定に基づき、病床機能報告対象病院等であって外来医療を提供するもの（以下「外来機能報告対象病院等」という。）の管理者は、提供に当たって医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する外来医療の内容等をその所在地の都道府県知事に報告（以下「外来機能報告」という。）しなければならないこととされている。
- 外来機能報告に係る具体的な報告内容については、医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療（令和 4 年厚生労働省告示第 112 号）において、定められている。
- これらの報告内容及び公表内容について、令和 8 年度診療報酬改定（以下「診療報酬改定」という。）を反映するとともに、医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号。以下「改正法」という。）第 1 条の一部が令和 8 年 10 月 1 日に施行（※）されることに伴い、所要の改正を行う。
（※）具体的には、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものの管理者が都道府県知事に報告し、都道府県知事が公表しなければならない事項に、当該病院又は診療所の医療機関機能（病院又は診療所ごとに地域の医療提供施設として提供する医療の内容をいう。）が追加される（追加後における都道府県知事への報告を「医療機関機能等報告」という。）。

2. 改正の概要

- 病床機能報告について、診療報酬改定を踏まえ、「構造設備及び人員の配置その他必要

な事項」及び「入院患者に提供する医療の内容」に係る報告内容及び公表内容の一部を改正する。

- 外来機能報告の報告内容について、診療報酬改定を踏まえ、「地域における外来医療の実施状況に係る事項並びに人員の配置及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項」のうち、「高額等の医療機器・設備の保有状況」の項目の「コンピュータ断層撮影装置の数」の区分を細分化する。
- 改正法の一部施行に伴い、以下のとおり改正する。
 - ・ 報告内容及び公表内容に「医療機関機能」を新設し、報告単位及び公表単位（以下「報告単位等」という。）を「病院又は診療所」、報告方法を「ファイル等に記録する方法」とそれぞれ規定する。
 - ・ 「構造設備及び人員の配置その他必要な事項」に項目を追加するとともに、報告単位等を「病院又は診療所」、報告方法を「ファイル等に記録する方法」とそれぞれ規定する。
 - ・ 報告内容及び公表内容に「医療機関機能に関する内容」を追加し、報告単位等を「病院又は診療所」、報告方法を「レセプト情報による方法」又は「ファイル等に記録する方法」とそれぞれ規定する。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 33 の 6 第 1 項、第 30 条の 33 の 8 及び第 30 条の 33 の 11 第 1 項

4. 適用期日等

- 告示日：令和 8 年 9 月下旬（予定）
- 適用期日：告示日（ただし、改正法の一部の施行に伴う改正規定については、令和 8 年 10 月 1 日から適用する。また、診療報酬改定を踏まえた改正規定については、同年 10 月 1 日から 11 月 30 日までに行うものとされている医療機関機能等報告及び外来機能報告から適用する。）